

上下水道の使用開始・中止及びその他の変更手続きについて

上下水道の使用開始・中止や名義変更などの手続きは、転入・転出などの住民異動とは別に、水道事務所への届けが必要となります。次の内容に該当される場合は、必ず東近江市水道事務所内水道課まで御連絡ください。（電話によりお届けができますので御利用ください。）

※愛東地区・湖東地区での上水道の御使用は、愛知郡水道事務所へのお届けとなります。

【電話】0749-46-0168 / 【IP電話】050-5801-0900

①東近江市への転入により新たに上下水道を使用される方



- 「上下水道使用開始届」が必要です。使用開始日、使用する場所、使用者のお名前、住所、連絡先及び料金のお支払方法などを水道事務所内水道課まで御連絡ください。
なお、アパート等の集合住宅につきましては、一括管理されている場合がありますので、水道事務所への届け出が必要かを事前に管理会社へ御確認をお願いします。

②他市区町村への転出により上下水道の使用を中止される方



- 「上下水道使用中止届」が必要です。御連絡の際には、毎月の「検針のお知らせ」や水道料金納入通知書に記載していますお客様番号、水道設置場所、使用者のお名前、使用中止日及び転出先の住所、連絡先などを水道事務所内水道課まで御連絡ください。

③東近江市内で転居される方

- 上記①、②を御参考いただき、必要に応じて「上下水道使用開始届」又は「上下水道使用中止届」について水道事務所内水道課まで御連絡ください。

※ 転出・転居される方は、使用中止届がないと水道を使用していなくても、上水道料金と下水道使用料金の基本料金が発生しますので御注意ください。



④その他の変更をされる方

- 上下水道の使用者が変わる場合や、支払い方法、口座振替の金融機関を変更されるなど先にお届けいただいている内容を変更される場合は、必ず水道事務所内水道課まで御連絡をお願いします。

※ 名義変更されますと同じ口座で引き落としの場合も再度口座振替依頼書の提出が必要になります。

裏面に続く

お問合せ

東近江市水道事務所

水道課

TEL 0748-22-2061

IP 050-5801-2061

下水道課

TEL 0748-24-5665

IP 050-5801-5665

農村下水道課

TEL 0748-24-5626

IP 050-5801-9918





★井戸水（地下水）を御使用の方へ★

下水道（農村下水道を含む。）に接続されており、かつ井戸水（地下水）を御利用される場合は、下水道使用量の算定に世帯人数を使用していますので、次の場合は必ず東近江市水道事務所内下水道課又は農村下水道課まで御連絡ください。

（電話によりお届けができますので御利用ください。）

- 井戸水（地下水）の利用開始又は中止される場合
- 世帯人数の変更（出生・死亡・転入・転出・世帯分離等）を伴う異動がある場合

★上下水道料金のお支払いについて★

- 1箇月に1度の定期検針に基づき上下水道料金を請求します。口座振替又は納入通知書でお支払いいただけます。（クレジットカードによるお支払いは取り扱っておりません。）

【便利な口座振替を御利用ください。】

- 口座振替日は毎月27日です。（土・日・祝祭日等の休業日の場合は、翌営業日となります。お申し込みの手続きは、市内の口座振替取扱金融機関や東近江市役所水道事務所・各支所窓口にて備付けの口座振替依頼書に必要事項を記入押印し、各窓口へ提出してください。（電話等で御連絡をいただいても、水道課より郵送することもできます。）ゆうちょ銀行を希望される場合は、郵便局窓口にて直接提出してください。手続き完了には、1箇月程度かかりますので、完了までは納入通知書でのお支払いとなります。

【納入通知書でのお支払いは納入期限までをお願いします。】

- 納入通知書には納入期限を指定しています。納入期限までに東近江市水道部収納取扱金融機関の窓口、コンビニエンスストア、LINE Pay・Pay Pay請求書支払い、楽天銀行コンビニ支払いサービス、Pay Bや東近江市役所・水道事務所・各支所窓口でお支払いください。

★給水契約の定型約款について★

- 令和2年4月1日施行の新民法により、「定型約款」に関する規定が新設され、水道の契約に関してもその適用を受けます。

「定型約款」とは、「定型取引において契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体」とされ、本市においては、水道供給契約の条件等を定めた「東近江市水道事業給水条例」と「東近江市水道事業給水条例施行規程」が、この「定型約款」にあたります。